

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月2日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
本牧小学校校舎用給水管漏水修繕
- 2 履行場所
横浜市中区本牧和田5番1号
横浜市立本牧小学校
- 3 契約日
令和4年8月10日
- 4 履行日
令和4年8月10日
- 5 契約金額
886,600円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本牧小学校において校舎用の給水管に漏水が確認された。水道が止まることによる衛生面やキッズの子どもたちの教育活動への影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から、長期休暇中でも迅速に対応ができ、過去同等の修繕実績のある優良な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立本牧小学校